

※該当する検査を必ずチェックすること。

- 完成
- 一部完成
- 既済
- 中間

●完成検査で過去に既済、中間を実施している場合は、評定点等を手入力すること。
 なお、過去に3回以上ある場合は、対応していないので平均値を計算して手計算すること。
 過去に一部完成があった場合の、完成時の評定点には対応していないので、
 完成検査時の評定点を本採点表で求めた後、
 その都度、請負額に占める対象金額の加重平均により手計算すること。

令和 年 月 日 作成

工 事 成 績 評 定 表 1 [土木・舗装・水道施設・その他]

評要 第1号様式

起 案	令和 年 月 日	決 裁	令和 年 月 日	保存年限	長・10・5・1		検査員	検査員	整理番号																						
起 案 者 名	係	係長	課長補佐	課長																											
工 事 名						契約金額 (最終)	円																								
請 負 者 名				工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	完成年月日	令和 年 月 日																								
考 査 項 目	専 任 監 督 員					主 任 監 督 員					検 査 員 (完成)																				
	氏 名					氏 名					氏 名																				
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e										
1. 施工体制	I. 施工体制一般			0																											
	II. 配置技術者			0																											
2. 施工状況	I. 施工管理			0																0											
	II. 工程管理			0				0																							
	III. 安全対策			0				0																							
	IV. 対外関係			0																											
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形			0																0											
	II. 品 質			0																0											
	III. 出来ばえ			0															0												
4. 高度技術	I. 高度技術力			0																											
5. 創意工夫	I. 創意工夫			0																											
6. 社会性等	I. 地域への貢献等							0																							
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		0 点					0 点					点					点					0 点									
評定点 (6.5点±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					③ 点					④ 点									
7. 評定点計		点 ○既済部分 (中間) 検査があった場合: (①*0.4+②*0.2+③*0.2+④*0.2) = 評定点計 ※但し、③ (既済、中間) が2回以上の場合は平均値 ○既済部分 (中間) 検査がなかった場合: (①*0.4+②*0.2+④*0.4) = 評定点計																													
8. 法令遵守等							点																								
9. 評定点合計		点 ○7. 評定点計 - 8. 法令遵守等																													
所 見		【専任監督員】										【主任監督員】										【検査員】									

- ※1 1~3の評定 (6.5点±加減点合計) + 4, 5, 6の評定 = 評定点
- ※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。評価にあたっては、担当部局課内での責任者による合議を原則とする。
- ※3 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
- ※4 所見は必ず記載する。
- ※5 各考查項目毎の採点は、専任監督員は別紙1-①~別紙1-⑤、主任監督員は別紙2-①~別紙2-②、検査員(検査者)は別紙3-①~別紙3-③によるものとし、完成技術検査官の評価に先立ち、主任・総括監督員が記入する。緑字の「評価対象項目」は評価しない。また、赤字の「評価対象項目」は工事内容により評価の有無を選択する項目です。
- ※6 法令遵守等の評価は、主任監督員が行う。
- ※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。